

大学等における修学の支援に関する法律による  
授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

A様式1

2023年 月 日

筑波大学長 殿

私は、貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、大学から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、筑波大学が機構の保有する私の給付型奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が筑波大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。

※所属及び年次は2023年4月1日時点で記入すること。総合学域群所属の学生は申請時点で記入。

申請者	フリガナ		入学年月	年 月 入学
	氏名			
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 ( 歳)		
	現住所	〒 _____ 【申請時点での実際の居住場所を記入】 都道府県 市区町村		
	所属学群・学類等		学籍番号	
	学年	昼間・夜間・通信の別	■昼(昼夜開講を含む) □夜 □通信	
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間(*)	(学校名)	(期間/月数)	年 月～ 年 月 / 月
	過去に本制度の大学金減免を受けたことがありますか。	ある ・ ない		
	日本学生支援機構の給付型奨学金に関する情報 ※貸与型奨学金のことではありません。 (いずれかの□に✓印を付けてください。なお、やむを得ない事情がない限り、奨学金を申請していることが必須となります。)			
□2023年4月に新たに奨学金を申請予定の者		4月に別途、日本学生支援機構給付型奨学金の申請することが必要。		
□徴収猶予を併願します←		第2、3区分、または対象外となった際、免除と徴収猶予を併願する場合はチェック。選択した場合、支払期限が遅くなります。(8月末)。払込票での納付となり、手数料は自己負担です。筑波大学の授業料免除も申請していた場合は、大学の免除申請書での選択が優先されます。		

注意:現在給付型奨学金を受けている学生は、この用紙ではなく「A様式2」の提出が必要です。

## 申請書の作成にあたっての注意事項

- イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付型奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付型奨学金の申込みを行ってください。給付型奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。  
給付型奨学金の申込みを行わない（行う予定もない）場合は、（別紙1）の提出が必要です。更に、本学に編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）した学生等であって、編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が2つ以上ある場合は、あわせて（別紙2）の提出が必要です。（給付型奨学金をあわせて申し込む（既に申し込んでいる）場合は、別紙1、2の提出は不要です。）  
なお、給付型奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付型奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付型奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援についても受けることはできません（筑波大学の授業料免除基準内であれば、大学の免除は受けられる可能性があります）。
- ロ 「日本学生支援機構の給付型奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の登録番号を記入するとともに、採用候補者決定通知のコピー（両面）を必ず添付してください。
- ハ 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。
- ニ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。